平成３０年（フ）第２２号
山口県下関市一の宮卸本町７番６－506号　ハイアートビル新下関、前住所山口県下関市彦島角倉町１丁目５番13号
債務者　百合野建設こと　百合野翔太
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
愛媛県今治市近見町１丁目３番21号
債務者　塚本　志保
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第８５号
鹿児島県鹿児島市和田３丁目52番11－102号
債務者　若山　永子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第８９号
鹿児島県鹿児島市西別府町3285番地３　レオパレスｍｅｒ205号
債務者　山本　真輔
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１００号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目19番２号　高ビル504号
債務者　前田かおり
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
鹿児島県鹿児島市春山町1432番地11
債務者　萩原由美恵
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１１１号
鹿児島県鹿児島市坂元町57番22号
債務者　小河さやか
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第７２号
沖縄県浦添市勢理客１丁目７番13号　メゾンＭＡＲＵＷＡ201号
債務者　山本　　守（旧姓川井田）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第５８４号
大阪府和泉市納花町54番地の115
破産者　株式会社司技建
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３６６号
東京都日野市程久保650番地高幡台団地60－203
破産者　藤田　純一
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４７９号
東京都西東京市芝久保町５丁目７番34－203号
破産者　大野　　淳
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４８０号
東京都東大和市奈良橋２丁目442番地の１
破産者　安斎美千代
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７号
東京都国分寺市西町２丁目32番地24Ａ
破産者　小山　清治
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９５号
福井県越前市幸町１番２号
破産者　株式会社ミュジックショップワタナベ
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９６号
福井県越前市幸町１番２号
破産者　ヒルトンビル株式会社
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６２号
福井県あわら市自由ケ丘２丁目25番30号サクラヒルズ202号室
破産者　ミックスアップ株式会社
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
静岡県沼津市大平3230番地
破産者　有限会社さくら化成
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１４号
鳥取県鳥取市立川町５丁目233番地１
破産者　株式会社創ゼネラルサプライ
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８号
宮城県角田市梶賀字本佐倉25番地サクラアパート202
破産者　株式会社ＴＲライン
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第７３８号
東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵420番地２
破産者　ユニ精機株式会社
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部